

「基礎自治体による行政基盤の構築に関する研究会」 第8回議事概要

日 時：平成31年2月20日（水）13：15～15：00

場 所：総務省内会議室

出席者：辻座長、姥浦委員、平田委員、待鳥委員

北崎自治行政局長、吉川審議官、阿部住民制度課長、寺田外国人住民基本台帳室長

事務局：望月市町村課長、吉村市町村課課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 事務局提出資料について
3. 意見交換
4. 閉会

【意見交換（概要）】

- 圏域を形成する際に、実際に実務を担当している職員は、自らの業務が増加することを危惧するのではないか。特に中心市については、圏域をリードする役割を担い、相応の事務的負担が生じることも考えられるため、圏域を形成するインセンティブ付けが必要なのではないか。
- 圏域を形成しようとする、平成の大合併の際に合併が破談になった市町村同士が圏域を組まなければならないという事態も起こりうる。こういった市町村同士が圏域を形成するためには、国や都道府県がコミットメントする必要があるのではないか。
- 現在連携があまり進んでいない行政分野で連携を進めていくためには、より強力な手法が必要なのではないか。連携するか否かについて、市町村の自主性を重視する立場をどこまで維持するかを考えなければならないのではないか。
- 長期的な見通しを作成するとしても、他の市町村と連携したくないがゆえに、単独で持続的に行政サービスを提供することができるように取り繕う事態が起きかねない。こういった事態を防ぐためには、どの市町村も近隣との連携から逃れられないということを、国や都道府県が示す必要があるのではないか。
- どの市町村もいずれかの圏域に含まれるようにしておかなければならないのではないか。圏域に入らない自由はないということを言わなければならないのではないか。
- 国や都道府県が、客観的指標に基づいて連携の組み合わせを示さなければ、連携は進まないのではないか。
- 圏域は、市町村間の政治的な関係性等ではなく、客観的に定まるものではないか。連携の組み合わせについては、最終的には都道府県が決めなければならないのではないか。その上で、個別の行政分野における連携の具体的内容については、市町村同士で決めることになるのではないか。

- 空間的な枠組みは生活圏が基準になるのではないか。
- 離島など圏域を構成することが地理的に困難である場合や、平成の大合併で広域合併を行ったために生活圏域が市の区域内に完結している場合は、圏域を構成しないことになるのではないか。
- 連携の組み合わせに対して必ず反発は生じると思うが、客観的指標に基づくことを説明するしかないのではないか。連携の組み合わせを示さなければならないほど、深刻な問題であるということ説得する必要があるのではないか。
- 連携を調整する場には出たうえで、生活が不便になってもよいという積極的な選択をするのであればよいと思うが、最低限の取組として、そこに至るまでに必ず検討をするプロセスは必要なのではないか。
- 各団体が個別に行政サービスに関する見通しをたてると必ずしも整合性がとれない可能性があるため、エリア全体での整合性がとれた広域的な将来見通しが必要なのではないか。
- 連携が進まなければ住民生活に多大な支障が生じてくることは明白であり、最終的にその影響を受けるのは住民ではないか。このため、市町村が住民に対して将来的な見通しを具体的に示すことが必要なのではないか。
- ナショナルミニマムとして、市町村において最低限維持されなければならない行政サービスの存在を前提とするのであれば、方針を示すなど国や都道府県による何らかのコミットメントが必要なのではないか。
- 住民生活の利便性の観点から提供した方がよい行政サービスと必ず確保しなければならない行政サービスとがあるのではないか。両者には乖離があるため、住民生活の利便性向上のための行政サービスが提供できなくなったとしても、必ず確保しなければならない行政サービスは提供できているという市町村が出るのではないか。
- 行政サービスの提供水準を客観的に図ることは難しいのではないか。憲法上の要請という意味では、学校教育と生活保護が最低限の行政サービスといえるのかもしれない。
- 最低限の行政サービスが維持できなくなるというよりは、住民生活の利便性を確保するための行政サービスが提供できなくなるということなのではないか。現状のままでも最低限の行政サービスは提供できるかもしれないが、住民生活は不便になるということが前提であるとすれば、強制には馴染まないのではないか。何を目標としているのかがはっきりしなければ、効率化を進めているとしか受け取られないのではないか。
- 事務の代替執行のような既存の広域連携施策は、特定の問題に対する個別の対応策であると思うが、アドホックな問題解決手法ではなく、より一般的な制度として、基礎自治体による「行政基盤」について検討するべきではないか。

- 単純に行政サービスを確保するというよりは、負担や給付を調整するものは広域調整に馴染みやすく、圏域での行政に馴染みやすいのではないか。
- 民主的正統性は間接的であっても担保されている中で、住民の意思を圏域全体での計画・方針の策定に対して直接に反映するための仕組みまでは必要ないのではないか。
- 権限や扱う政策領域が大きくなるほど、必要な民主的正統性も大きくなるのではないか。圏域としてどのような権限をもち、どのような政策領域を扱うのかによって、必要とされる民主的正統性のレベルも変わってくるのではないか。
- 圏域の形成方法や圏域で行う事務が定まらなければ、圏域にどの程度の民主的正統性が必要かといった、圏域の運営のあり方も決まらないのではないか。
- 圏域にどのような役割を与えるのか、さらには新しい地方自治の単位とするのかという議論を経て、どのような事務執行体制とするのか、どれだけの民主的正統性を確保する必要があるかを考えるべきではないか。
- 人口が減少していく中で、独自の議会や職員をもった法人格を有する新たな主体をつくることは納得を得にくいのではないか。既存の連携手法を用いて、中心市が事務を引き受けることなどにより連携して事務を処理することにより、住民の側から責任を求める対象のわかりやすさや効率性を確保していくべきではないか。

以 上